

第1問 答案用紙<1>
(租税法)

問題1 (20点=5×4)

問1 (事実①) A社は、公園整備のための資金としてY市に対し、現金300万円を寄付した。

地方公共団体であるY市に対する300万円の寄付金は「指定寄付金等」該当し、かつ、A社は、平成29事業年度において、その全額を現金にて支出している。従って、A社は、会社経理にかかわらず、平成29事業年度における所得の金額の計算上、当該300万円を損金の額とすることができる(法人税法第37条第3項第一号)。

問2 (事実②) A社は、外国法人B社が損金経理した配当を受け取った。

外国子会社から受け取った配当等については、原則として、その95%を益金不算入とすることができる。しかし、外国法人であるB社は、X国の法令に基づいて、支払配当額の全額を損金不算入としている。従って、A社の平成29事業年度における所得の金額の計算上、B社から受け取った5,000万円の配当は、その全額が益金の額に算入される(法人税法第23条の2第2項第一号)。

問3 (事実③) A社は、非居住者甲から土地を購入し、その対価として2億円を支払った。

非居住者が国内にある土地を譲渡して受け取った対価は、国内源泉所得に該当する(所得税法第161条第1項第五号)。従って、A社は、支払いの際に、譲渡対価2億円に100分の10の税率を乗じた2,000万円の所得税を源泉徴収し、その徴収した日の属する月の翌月10日までに、当該2,000万円を国に納付する義務がある(同法第212条第1項、同法213条第1項第二号)。

問4 (事実④) A社は、使用人兼務役員であるPに、不相当に高額な使用人給与を支払った。

会社が使用人に対して支払った給与等は、原則として、その全額が損金とされる。しかし、役員給与の損金性に対する制限の潜脱を防止するため、法人税法は、使用人兼務役員に対する使用人給与に例外規定を設けている。従って、A社が使用人兼務役員Pに支払った使用人分の給与のうち、不相当に高額な部分の金額は、平成29事業年度の損金の額に算入されない(法人税法第34条2項)。

第 1 問 答 案 用 紙 < 2 >
(租 税 法)

問題 2 (20点 = 4 × 5)

	○×欄	記 述 欄
①	×	Q. A社は、時価1.5億円の土地を譲渡して、譲渡対価1億円を益金とした。
		内国法人が資産を販売した場合に、益金の額に算入すべき金額は、その資産の販売に係る収益の額とされている。従って、A社が譲渡した乙土地の時価1億5千万円が益金の額に算入すべき金額となる (法人税法第22条第2項)。
②	○	Q. A社の株主C社にする適格株式分配は、剰余金の配当とされず、課税されない。
		法人税法第23条第1項第一号、同法第24条第1項第三号
③	×	Q. 個人事業者Rが自家消費した棚卸資産の価額は総収入金額に算入されない。
		居住者が棚卸資産を家事消費した場合、その消費時の時価相当額を総収入金額に算入する。従って、Rが自己の夕食用に使用した棚卸資産である食品の時価相当額は、Rの事業所得の計算上、総収入金額に算入される (所得税法第39条)。
④	×	Q. D社の休業前の繰越欠損金を当期の損金に算入できる。
		D社は特定支配日(平成28年4月1日)の直前に休業状態にあり、当該日以降に事業を再開している。従って、特定支配事業年度前に生じた欠損金600万円には、青色欠損金の繰越控除の規定は適用されない (法人税法第57条の2第1項第一号)。
⑤	○	Q. 特定期間の課税売上高1,200万円のD社は、消費税の納税義務がある。
		消費税法第9条の2第1項、第4項

第2問 答案用紙<1>

(租税法)

問題 1 (29点)

問 1 (@1×24)

	加算すべき金額	減算すべき金額
当期純利益の額	
		(単位：円)
(受取配当等についての申告調整)		
A社株式	, ,	1,811,900
B社株式	, ,	, 60,000
C社株式	, ,	9,975,000
(D社による自社株買いについての申告調整)		
D社株式(源泉所得税等についての申告調整を除く。)	, ,	, 450,000
(子会社の清算についての申告調整)		
「4. 子会社の清算に関する資料」の会計処理について	11,000,000	, ,
(減価償却についての申告調整)		
機械装置F	1,675,000	, ,
機械装置G	12,500,000	, ,
パソコンH	1,250,000	, ,
ソフトウェアJ	, 670,000	, ,
(役員給与についての申告調整)		
専務取締役K	, 450,000	, ,
常務取締役L	, 300,000	, ,
非常勤取締役M	, , 0	, ,
(租税公課等についての申告調整)		
<u>7. 租税公課に関する事項</u>		
(1)について	, ,	38,500,000
(2)について	116,750,000	, ,
(3)について	, ,	4,000,000
(4)について	, 36,200	, ,

第 2 問 答 案 用 紙 < 2 >

(租 税 法)

(源泉所得税等及び外国税についての申告調整)

源泉所得税等及び外国税

2, 581, 137

, ,

(交際費等についての申告調整)

9. 交際費等に関する事項

(1) について

4, 000, 000

, ,

(2) について

, ,

, 427, 500

(寄附金についての申告調整)

10. 寄附金に関する事項

支出寄附金の損金算入限度額超過額

, 505, 000

, ,

上記以外の調整額

, 500 000

, ,

(欠損金についての申告調整)

「11. 欠損金に関する資料」について

, ,

34, 000, 000

(その他の申告調整)

.

.

(法人税額の計算)

所得金額

.

法人税額

.

所得税額控除額及び復興特別所得税額控除額

, 906, 137

外国税額控除額

, 100, 000

中間申告法人税額

.

納付すべき法人税額

.

第2問 答案用紙<3>
(租税法)

問2 (①×5)

[問] 1.

	加算すべき金額	減算すべき金額
(1) 得意先Aに対する債権	6,999,998	, ,
(2) 得意先Bに対する債権	4,000,000	, ,
(3) 得意先Cに対する債権	1,500,000	, ,
(4) 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入額	,707,395	, ,

[問] 2.

貸倒実績率

0.0052

(小数点第4位未満の端数切上げ)

第2問 答案用紙<4>
(租税法)

問題2 (15点=@1×15)

(単位：円)

[問] 1.

(1) 事業所得の総収入金額	9,550,000
(2) [資料] 2.(3)により、事業所得の金額の計算上、必要経費となる金額	,540,000
(3) [資料] 2.(4)により、事業所得の金額の計算上、必要経費となる減価償却費の金額	,50,100
(4) 青色申告特別控除額	,110,000

[問] 2.

(1) 不動産所得の金額	, , 0
(2) 給与所得の金額	1,500,000
(3) 総合課税となる譲渡所得の金額	,250,000
(4) 一時所得の金額	,100,000
(5) 雑所得の金額	,138,000

[問] 3.

(1) 土地の取得費の金額	26,115,000
(2) 建物の取得費の金額	17,224,700

[問] 4.

(1) 医療費控除の金額	,174,400
(2) 社会保険料控除の金額	1,638,000
(3) 生命保険料控除の金額	,102,500
(4) 扶養控除の金額	,380,000

第2問 答案用紙<5>
(租税法)

問題3 (16点)

問1 (@1×13)

(単位：円)

[問] 1. 消費税額の計算

(1) 課税標準額

3,310,000,000

(千円未満の端数切捨て)

(2) 課税標準額に対する消費税額

,208,530,000

[問] 2. 課税売上割合の計算

(1) 課税売上額 (免税売上及び非課税資産の輸出等を含まない。)

3,304,000,000

(2) 免税売上額 (非課税資産の輸出等を含まない。)

,376,000,000

(3) 非課税資産の輸出等の金額

,120,000,000

(4) 非課税売上額 (非課税資産の輸出等を含まない。)

1,200,000,000

(5) 課税売上割合の計算式の分子の額

3,800,000,000

(6) 課税売上割合の計算式の分母の額

5,000,000,000

[問] 3. 課税仕入れ等に係る消費税額の計算

(1) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等
にのみ要するもの

,183,078,000

(2) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等
にのみ要するもの

,4,032,000

(3) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等
とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

,5,040,000

[問] 4. 納付すべき消費税額の計算

(1) 個別対応方式による控除対象仕入税額

,186,102,000

(2) 一括比例配分方式による控除対象仕入税額

,115,290,000

問2 (@1×3)

[問] (1) 通算課税売上割合

0.364

(小数点第3位未満の端数切捨て)

(2) 調整対象基準税額

,1,260,000

(3) 調整対象固定資産に関する仕入に係る消費税額の調整額

,△,549,360